

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 議案第 5号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 上天草市暴力団排除条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 上天草市適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第15号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第16号 平成23年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第17号 平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 平成23年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第19号 平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第20号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第22号 平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 平成23年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第24号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3

号)

- 日程第26 議案第25号 平成24年度上天草市一般会計予算
日程第27 議案第26号 平成24年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第28 議案第27号 平成24年度上天草市診療所特別会計予算
日程第29 議案第28号 平成24年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第30 議案第29号 平成24年度上天草市斎場特別会計予算
日程第31 議案第30号 平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
日程第32 議案第31号 平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
日程第33 議案第32号 平成24年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第34 議案第33号 平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第35 議案第34号 平成24年度上天草市水道事業会計予算
日程第36 議案第35号 平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第37 議案第36号 指定管理者の指定について（上天草市松島展望休憩所）
日程第38 議案第37号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）
日程第39 議案第38号 工事請負契約の変更について（龍ヶ岳小学校改築（建築）工事）
日程第40 議案第39号 市道路線の廃止及び認定について
日程第41 同意第1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長	堀江 隆臣				
1番	平田 晶子	2番	何川 雅彦	3番	田中 辰夫
4番	須崎 光枝	5番	宮下 昌子	6番	西本 輝幸
7番	高橋 健	8番	小西 涼司	9番	田中 豊八
10番	島田 光久	11番	川口 望	12番	田中 万里
13番	北垣 潮	14番	園田 一博	15番	窪田 進市
16番	津留 和子	17番	桑原 千知	18番	渡辺 勝也
19番	田中 勝毅	20番	蔭塚 安親	21番	新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
病院事業管理者	樋口 定信	総務企画部長	杉田 省吾
市民生活部長	佐伯 秀昭	建設部長	尾上 徳廣
経済振興部長	坂中 孝臣	教育部長	松本 和任
健康福祉部長	橋本 秀雄	会計管理者	杉田 良一
上天草総合病院事務長	松本 精史	水道局長	楠本 金生
総務課長	村上 理一		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長 補 佐	山下 正
参 事	小松野洋己		

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

報道機関から写真撮影の申し出がっておりますが、これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

それでは、許可をいたします。

直ちに会議に入ります。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に5番、宮下昌子君、6番、西本輝幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る2月8日及び15日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されております。その審議の報告を議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成24年第2回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る2月8日及び15日に開催し、会期日程などについて協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、2月8日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第2回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を2月23日とし、閉会を3月14日で内定しましたが、詳細についての最終決定は、一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に、提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で条例関係9件、23年度補正予算11件、24年度当初予算が11件、その他指定管理者の指定についてなど5件、合計36件があり、事務局より提出議案名の報告を受けました。

次に、2月15日の委員会で協議した結果を御報告いたします。

会期につきましては、本日23日が開会、提案理由説明、明日24日から27日までは議案研究のため休会しまして、28日が議案質疑及び委員会付託、29日から3月4日までを休会とし、一般質問通告者が12名でありましたので、5日、6日、7日の3日間一般質問を行うことで決定いたしました。なお、質疑の通告期限は明日24日の午後5時で締め切り、一般質問通告期限は27日の午後4時までとなっております。

次に、各常任委員会は、8日木曜日に経済建設常任委員会及び総務常任委員会、9日金曜日に文教厚生常任委員会を開催することに決定しました。

次に、10日から13日まで議会事務局の事務整理のため休会し、14日水曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、最終的に提案されました36件の議案及び陳情について、付託委員会を含め慎重に検討、審議しました結果、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについては人事案件でありますので、委員会への付託を省略し、2月28日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告どおり 21 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 3、諸般の報告。

議事に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。

平成 23 年 11 月分から平成 24 年 1 月分の例月出納検査結果報告書が監査委員より提出されましたので、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧願います。

以上、報告申し上げます。

日程第 4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成 24 年第 2 回定例市議会の開催に当たりまして、昨年 12 月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告申し上げます。

まず、総務企画部門について報告いたします。

本市では、津波による被害を想定した市地域防災計画の抜本的な見直しを行うため、昨年 8 月に上天草市地域防災計画策定検討委員会を設置し、4 回の議論を踏まえた中間取りまとめを行い、12 月の防災会議に地域防災計画の修正案として提案し、承認されたところでございます。

主な修正点としましては、津波被害を想定し、現在の避難予定所より比較的高台に位置する避難予定所 5 カ所を選定し、追加したこと。2. 市が備蓄する食糧等災害対策備蓄品の追加をしたこと。3. 津波避難勧告等発令基準の追加をしたこと。4. 多種多様な通信手段の整備の追加をしたこと等でございます。本検討委員会における今後の地震、津波防災対策の具体的な考え方については、これまでの検討委員会で新たに抽出された課題を含めて継続して議論し、本年夏ごろをめどに最終とりまとめを行います。

続いて、公共交通機関を利用した観光客を呼び込むための 2 次アクセスの強化策として、一昨年から運行を開始した上天草観光循環バスについては、本年度は本市の強みである食（既存のグルメフェア）、温泉（旅館・ホテル）とのタイアップや、特急「A 列車で行こう」と天草宝島ラインに接続させながら運行しております。乗車人数については、本年 1 月末現在で 1,152 人と土日、祝日のみの運行にかかわらず、昨年平成 22 年度の実績 1,089 人を上回っております。これは九州新幹線の開通や「A 列車で行こう」の運行開始による観光客増の相乗効果と思われれますが、今後ともこの観光循環バスを観光客や市民の観光の足として定着させ、観光資源の一つとして認知させるためにも、県内外に対し、広く PR 活動を強化してまいります。

続いて、電子入札の導入でございます。当初、10月からの導入を予定しておりましたが、システムのソフトをインストールする段階で日立製作所と富士通の読み込みにおける互換性をなくす事務作業のおくれから、12月に変更した上で導入に至ったところでございます。この電子入札は、いまだ電子入札できる環境設定をなされていない業者もあり、紙での入札業者も混在しております。これまで上天草市内業者説明会も行っておりますが、1月には過去実績のある業者への登録推進の案内を済ませ、5月いっぱいでの登録を完了することとしております。

次に、農林水産部門について報告いたします。

1月7日、フランス料理の鉄人、坂井宏行シェフがさんばーと農林水産物加工品開発研究センターを視察され、本市の豊富な農林水産物を目で、鼻で、舌で熱心に吟味いただきました。今後は、市ブランド推進協議会事業として、年度末をめどに本市の農林水産物を使った商品開発を行っていただく予定です。

また、2月15日にはプレ・オーベルジュを実施いたしました。これは、観光特急「A列車で行こう」の関連事業として上天草市の豊かな海の幸、山の幸を市内外に向けて広くPRするというイベントであり、九州圏内の一般客、市内ホテル、飲食関係者、食材生産者など約50人を招待し、イタリア料理で著名な片岡護シェフによる地元食材を使った料理を紹介いたしました。前日には、地元の飲食業関係者約20人と片岡シェフとの間で、食材の生かし方など活発な意見交換が行われました。今後、地元食材を生かした新たなメニュー開発などのきっかけになったのではないかと考えております。

次に、販促活動では、県民百貨店や大阪での物産の販売、東京でのスーパーマーケットトレードショーなどに本市の物産や加工品を出品し、PRや商談を続けております。今後も市ブランド推進協議会と連携し、試作した加工品などの本格的な商品化や新たな商品の開発、販売促進に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、商工部門について報告いたします。

昨年末、大矢野町岩谷に立地されました半導体関連企業の動向についてですが、本社を東京都港区に置くユニテクノ株式会社の天草事業所として稼働しております。この開業に伴い、11名の雇用が創出されておりますので、今後も企業の規模拡大に向けて、市としても全面的にバックアップしていきたいと考えています。

次に、平成24年3月1日から国と市で連携して上天草市ふるさとハローワークを大矢野庁舎1階に開所します。このハローワークには国の費用で職業相談員2名が配置され、求人の受理及び求職者に対する職業相談、職業紹介サービス、その他必要な情報提供等が行われますので、求職者や求人者の利便性が高まり、本市における新たな就職支援の拠点となることを期待しております。

次に、建設部門について報告します。

昨年6月の集中豪雨により被災し、通行どめをいたしておりました蔵々千束線の災害復旧工事につきましては、昨年11月末に国の担当査定官によります災害復旧工事の査定を終え、既に工

事の発注を行ったところですが、本工事は特殊な工法によります復旧工事と聞いておりますが、地域の方々の安心、安全を確保する観点から、梅雨入りまでの工事完成を目指しております。

また、下水道業務につきましては、本市における下水道の適正化を図るため、本年度の上天草市下水道運営審議会を1月24日に開催したところです。委員10名の出席のもと、下水道施設の長寿命化計画や全体計画の見直し、維持管理等の経営状況の説明を行い、委員から貴重な意見や提言をいただいております。その主なものは、新規加入者増を図るため個別訪問による推進、また汚水処理人口の普及率が県下で低い水準であるため、合併浄化槽設置の推進もあわせて取り組むよう意見がありました。今回の意見を重要課題として受けとめ、課題克服を目標に、下水道業務の運営安定化を目指してまいります。

次に、健康福祉部門について報告します。

まず、高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定について御報告いたします。本計画は、昨年7月26日に第1回高齢者福祉計画等推進委員会を開催し、これまでの4回の議論を踏まえて策定しているところです。本計画では、本市に暮らす高齢者のニーズ調査をもとに、団塊の世代が75歳を迎える平成37年の高齢化社会のあるべき姿を見据え、可能な限り住みなれた地域や自宅で安心して暮らせるよう、介護予防事業や在宅介護支援事業などを重点として定めております。

次に、中山間地域等24時間在宅サービス提供体制づくり事業については、離島で暮らす高齢者の介護サービスを高めるためのものであり、湯島地区を対象に事業を実施しているところです。本事業は、介護サービス受給者に緊急通報システム機器を3月末までに設置したり、昨年末には湯島島民11名にホームヘルパー2級課程の資格を取得してもらい、島民による見守り体制の構築を図っております。

また、医師不在のときの急な病気への不安があるとの声に対して、僻地医療支援機構への医師派遣の要請を行ってまいりましたが、今般機構より、社会医療法人の制度を活用して、平成24年度4月より不在となるうち、月2日を救急医療等確保事業として医師の派遣が可能となりました。このことにより、日常生活において不安の解消につながるものと思われまます。

次に、本年3月末をもって閉園する合津保育園につきましては、健全児はもちろんですが障害児の療育支援拡充に向け、子育て支援の拠点施設こども未来館の開館に向けて準備を進めているところでございます。

次に、教育部門について御報告します。

まず、フッ化物洗口による虫歯予防の取り組みについては阿村小学校が来年度から実施する予定であり、国、県が推奨する中で、県下では波野村と玉東町での先行事例がありますが、14市の中では阿村小学校が初めての取り組みとなります。これは、市の健康づくり推進室の強力なバックアップのもと、歯科医師、薬剤師の協力があって実施できるものであり、今後はすべての小中学校で実施できるよう推進してまいります。

また、来る3月11日に開催いたします第40回天草パールラインマラソン大会については、

4,334人の参加者をお迎えし、実施することといたしております。昨年は4,578人、これは中止しておりますが、一昨年4,322人でございます。

なお、当日は東日本大震災から丸1年を迎えますが、本大会は震災復興支援イベントとして位置づけ、この上天草市の地から被災地へ少しでも元気を届けられるよう、市民と一丸となって盛り上げてまいりたいと思っております。

最後に、水道事業部門について報告します。

築造53年を経過し、老朽化が進んでいた倉江配水池、浄水場の築造工事については、平成23年9月に入札を行いました。倉江配水池の築造工事は、本年3月に500トン2基で計1,000トンの排水タンクが竣工いたします。また、倉江浄水場の築造工事につきましては、平成25年度に供用開始の予定で工事を進めているところでございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、行政報告が終わりました。

日程第5 施政方針説明

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、市長の施政方針説明。市長より施政方針説明がございまして、御清聴をお願いいたします。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成24年度上天草市市政運営に関する施政方針。

議長のお許しをいただきましたので、平成24年3月定例会の開催に当たりまして、私の市政に対する方針を申し上げたいと存じます。

上天草市が誕生して、早いもので8年が経過しようとしています。これまでの間、合併からの最重要課題であった財政の健全化、新松島庁舎建設、樋島漁協損失補償問題の3点につきましては、市民と議員の皆様方の格別の御理解と御協力のもと、一定の解決を得ることができたものと考えております。改めて、心より感謝申し上げたいと存じます。

さて、昨今の社会経済情勢を見ますと、東日本大震災の発生による甚大な被害の発生、ヨーロッパ金融危機による国際金融危機、日本経済、雇用情勢の低迷、社会保障と税の一体改革による消費税増税の論議等、まるで我が国の行く末に暗雲が立ち込めるような問題ばかりがマスコミ等に取り上げられております。まさに国家財政が破綻寸前とも呼べる危機的状況の中、本市としましては、地方自治運営の本旨である最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則のもとに、着実に自立した市を目指して行政運営を担っていくべきと考えております。

そのため、来年度以降も徹底した行財政改革を進めていく一方で、昨年の6月定例会でも申し上げましたとおり、いよいよ経済の振興、生活基盤の整備に徐々に軸足を移しながら、これらを重点的に推進していきたいと考えております。今後とも市民の皆様、そして市議会議員の皆様と力を合わせてまいりたいと考えておりますので、さらなるお力添えを賜りますよう、深くお願い

申し上げます。

続いて、各部門の振興方針について申し上げたいと存じます。

まず、総務企画部門でございます。

上天草市定員適正化計画の実現に向けた組織の見直しにつきましては、総務企画部では市長公室を庁内筆頭課として格上げし、庁内における総合調整機能の強化を図るとともに、総務課内に危機管理防災室を――これは仮称でございますが、新たに設置することで市民の安心、安全の確保のための防災組織の強化に努めてまいります。

また、市民生活部では税務課と納税課を統合し、現年分、過年分の未納者に対して徴収の一本化を図ることで、自主財源確保のため徴収率の強化を図ってまいります。

さらに、職員の政策立案能力の向上を図るため、これまでのスタッフ制から係制を充実させ、ライン制による業務執行体制の見直しを行ってまいります。

定員適正化計画を実現させるためには、行政事務の効率化や組織再編のほか、市役所業務のうち特に定型的な業務は民間活用、民営化の推進が必要不可欠であることから、来年度は原点に立ち返り、行政のあり方を徹底的に議論しながら、アウトソーシング化に向けた環境整備に取り組んでまいります。

広報業務につきましては、昨年の東日本大震災を受け、情報発信の方法を見直し、災害時においてもホームページで緊急情報等の発信が可能となるようリニューアルを行い、あわせてアクセシビリティの向上と積極的な広報活動を展開してまいります。

安心、安全、災害に強いまちづくりに向けて、今般の東日本大震災を教訓として、津波による被害を想定した市地域防災計画の抜本的な見直しを行うために、上天草市地域防災計画策定検討委員会を設置し、議論を進めた結果、最低限必要な備蓄品及び通信手段の確保が重要であることから、大規模災害時に必要な物資、資機材を配備するとともに、多種多様な通信手段の確保策として衛星携帯電話の配備など、通信体制を整備してまいります。

また、地域の防災力向上を目的として自主防災組織の結成促進に継続して取り組み、地域住民が市から提供する津波ハザードマップ等の情報をもとに、市民との協働により避難経路や避難場所の検討、防災訓練の実施等、地域で行う防災活動の支援に努めます。

本市においては、平成16年の合併後、総合計画に基づき、行政、民間、地域団体が連携のもと、まちづくりを推進してきたところでございます。平成25年度で10年間の目標年次を迎えることから、本年より総合計画の見直しに着手いたします。

また、市のまちづくりの将来像を示したグランドデザイン策定に着手しており、10月ごろをめどに完成させ、総合計画に盛り込むこととしております。

新松島庁舎の建設につきましては、平成22年11月に松島庁舎等建設検討委員会からの答申を踏まえた基本構想を尊重しつつ、森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し、平成24年度中に庁舎本体工事の完了を目指して取り組んでまいります。この交付金の活用により、財政負担を軽減させるばかりでなく、災害時における防災拠点施設としての機能を充実させるべく、より

耐久性、耐震性にすぐれた構造とするとともに、木材を利用することにより、人や環境にやさしい庁舎建設を目指し、あわせて木材の利用促進やPRにつなげてまいります。

次に、新姫戸地域振興センターにつきましては、本年1月に姫戸統括支所建設検討庁内プロジェクトチームを設置し、建設位置やその他必要と思われる機能等について議論しており、地元の市民の皆様の御意見を参考とさせていただきながら、5月ごろをめどに基本方針を策定することとしています。また、平成24年度はこの基本方針をもとに基本設計、実施設計を行うこととしており、平成25年度の着工に向けて取り組んでまいります。

地域公共交通対策につきましては、昨年3月の九州新幹線鹿児島ルートの特急「A列車で行こう」が運行を開始したことにより、特に関西、中国方面から熊本県までの移動時間が大幅に短縮され、県外から本市までの交通アクセスの選択肢が広がったことで利便性も高まってきたものと考えております。

このようなことから、平成24年度はさらに本市への交通アクセスの利便性を向上させるため、新幹線アクセスの再検討を行い、あわせて平成18年度に策定した上天草市生活交通対策推進プランについても6年が経過し、当時とは公共交通を取り巻く環境が変化していることから、新たな公共交通対策プランを策定いたします。

行政改革につきましては、昨年5月に第2次行政改革実施計画を策定し、経費削減による財政基盤の強化はもとより、第1次行政改革実施計画において見直しが必要となった項目や進捗度合いが思わしくなかった取り組みの改善のほか、民間活用による業務の効率化など、行政サービス向上のための取り組みを中心として、不断の行政改革を推進し、進めてまいります。

昨年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、災害発生時における市民への情報発信手段の確保、行政機関が保有する情報管理の重要性が改めて認識されたことからネットワーク、情報推進室の運用などの現状と課題を整理し、総合的に検討を行なった結果、災害時に防災担当部門と連携でき、早急な対応を図ることができる大矢野庁舎へ情報推進室を移設することにより、災害に強い自治体の構築を目指してまいります。あわせて、市民の大切な情報を確実に守るため、クラウドサービス等についても行政が果たすべき機能が損なわれないよう、導入を推進してまいります。

大矢野庁舎については、耐震改修促進法に基づき、耐震補強に係る耐震診断を行う予定です。この耐震補強については、昭和56年6月に建築基準法施行令が改正され、新耐震基準が設けられているところですが、建設年度は昭和57年6月であるため、耐震強度の改正年度の境界にあることから調査する必要があるとあり、その診断結果次第では、翌年度に耐震補強工事を行う予定でございます。

次に、経済振興部門でございます。

農業振興につきましては、上天草市で産出される豊富な産品の高品質化と安心、安全な農産物の生産を推進し、新品種や優良生産技術の導入等に対する助成を行います。

また、農業基盤整備は、農地や農業施設の維持管理、環境に優しい農業などを展開するため、中山間地域等直接支払事業や農地・水保全管理支払交付金事業及び耕作放棄地の解消対策を推進

し、農地の有効利用や多面的な機能をあわせ持つ農地の確保と環境の保全に取り組みます。

林業振興につきましては、景観重点区域である千巖山や天草五橋周辺の松林についてはマツクイムシ防除事業が観光面でも大変重要であり、国や県の補助を活用し、松林保護に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシによる農業被害が年々増加傾向にあり、人家付近での目撃情報も多くなっておりますので、効果的な捕獲体制の整備を進めます。特に捕獲技術の向上、効果的な捕獲や駆除方法の検討、捕獲担い手の確保と育成を行います。また、被害防止対策として、集落単位及び認定農業者を対象にした防護さくや電気さく設置等の防除対策に取り組みます。

水産振興につきましては、資源確保の取り組みとして国、県の補助金を活用してタイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミの稚魚放流などに取り組み、また、市単独事業ではタコつぼ、イカ産卵かご投入やアサリ稚貝放流などの事業を継続してまいります。

漁港整備では、熊本県指定の重要漁港であります大道漁港葛崎地区の整備を継続して実施し、大矢野・松島地区漁村再生交付金事業で、貝場漁港において本年度から整備工事を進めてまいります。

6次産業化につきましては、1次産業である農林漁業の継続的で安定した生産や就業者の所得向上に向け、農林漁業者が自ら加工、販売を一体的に行う取り組みや、2次産業、3次産業と連携して新しい商品を開発販売していく取り組みを推し進めていきます。また、地元の食材を使った加工品の開発を支援し、本市オリジナル商品として付加価値をつけ、国内外に向けて発信するなど販路開拓等を強力に推進し、産業振興や雇用創出を図ってまいります。

企業誘致に係る取り組みにつきましては、新たな雇用機会の創出を目指し、地場産業の振興、企業誘致の推進の2本の柱を掲げ、地域経済の活性化による市民所得の向上に向けて取り組んでまいります。

地場産業の振興につきましては、特に製造業に力点を置いています。既設の上天草市工業会の活性化を含め、地域内受発注の増加と市外企業との事業提携促進のサポートを進めます。

また、おかれていました前島地区開発計画につきましては、護岸補修工事等条件整備を進めているところであり、地域の方々に早急に雇用の場を生み出せるよう注力してまいります。

観光産業の振興につきましては、観光客がもたらす消費活動等の経済効果が広範な地域と多くの産業に波及すると言われていたことから、観光産業のみでなく、関連する産業や地域の声を聞きながら、この経済効果を最大限引き出すためのシステムづくりと観光振興計画を策定いたします。

また、昨年3月の九州新幹線鹿児島ルートの特急「A列車で行こう」など、本市の観光振興には大きな追い風が吹いておりますが、中国地方や関西地方での上天草市の認知度がまだまだ低いことから、本市のシンボルキャラクター四郎くんの活用や、新たに合宿誘致、旅行商品造成に係る助成制度等も設けながら、引き続き積極的な情報発信とPR活動を実施し、上天草市の認知度向上による誘客を促進いたしたいと思っております。

商工業につきましては、地域の活力と直接結びついておりますので、本年4月1日発足予定の上天草市商工会を初め関係機関や地元商店街等との連携を進め、事業者、消費者のニーズを的確に把握しながら、必要な制度構築と施策を実施してまいります。

海運業の振興につきましては、船主や海運組合等の関連団体との情報の共有化や情報交換による課題の把握を行いながら、本市の内航海運業界が抱える船員の高齢化、不足、船舶の老朽化等に対する支援策等、新たな施策の検討を進めたいと考えております。

次に、建設部門でございます。

本市の道路整備の充実を図るため、国の交付金事業で7路線、起債事業で4路線の道路改良事業を推進してまいります。このうち、交付金事業で取り組んでまいりました2路線につきましては、本年度で完了の予定でございます。

また、橋梁機能を確保し延命化を図るため、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、3橋梁の修繕工事を交付金事業で行います。

市道の維持補修や舗装事業につきましても、市民が安全で安心して通行できる道路整備に向け、積極的に取り組んでまいります。

港湾事業につきましては、上天草港、阿村地区の阿村港整備を引き続き推進します。

次に、国道266号整備促進につきましては、本市の流通経済の発展と地域活性化を図る上でも現在計画されている路線の整備は不可欠であります。特に、龍ヶ岳地区の望薩峠から倉岳間における未整備区間、さらには二間戸地区ヤマハ前の未改良区間など、早期着手に向け、関係機関に強く要望してまいります。

また、熊本天草間幹線道路の整備につきましては、天草地域の発展と流通経済の振興、さらには慢性的な渋滞緩和を図るため、熊本・天草間幹線道路整備促進期成会との連携を図りながら、整備区間の早期着手を目指し、強く要望活動を行なってまいります。

水環境につきましては、本市の汚水処理人口普及率が41.5%と県下でもかなり低い現状であります。産業の基盤となる公共用水域の水質保全や市民の住環境の向上のために、下水道への加入促進を強化するとともに、合併浄化槽の普及を強力に推進してまいります。

また、松島地区の下水道施設につきましては、管渠整備から30年余りが経過し、老朽化が進んでいる中で、下水道長寿命化計画に基づき、施設の計画的な更新や改修を行い、事故発生や機能停止を未然に防止し、安定した汚水処理を行ってまいります。

住宅関連につきましては、昨年度より実施しました住宅リフォーム等支援事業を継続し助成することで、地域経済の活性化と住環境の向上を図ってまいります。

次に、市民生活部門でございます。

市民窓口業務につきましては、住民票、戸籍等の証明書の交付、市民税等各種の税や水道料金などの収納事務、交通安全の推進や相談ごとへの対応などを通じて一層の市民サービスの向上を図り、迅速かつ親切、丁寧な事務処理により質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

環境衛生業務につきましては、平成22年度に策定した上天草市環境基本計画との整合を図り

ながら、今後のごみ処理及び生活排水の適正な処理を目指す上で、上天草市一般廃棄物処理基本計画を平成23年度に策定いたしました。本計画においては、「ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり」と「豊かな水環境の実現」を基本理念として掲げ、取り組みを推進することで、本市が目指す環境像である「人と海がふれあう 環境にやさしいまち 上天草市」の具現化に取り組んでまいります。

また、海の再生と自然環境の保全につきましては、地域での清掃や海岸でのクリーン作戦などのボランティア活動を通じた環境美化意識の向上や、有用微生物群を活用した環境対策の推進に向けて、市民団体等との連携に一層取り組んでまいります。

次に、自然エネルギーを活用した太陽光発電システムを導入する市民への助成事業や、レジ袋削減推進運動及び電気式生ごみ処理機設置補助事業は継続してまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、省エネルギー、省資源の取り組みの推進及び自然エネルギーの利活用など環境に配慮した新しい生活様式を考え、次世代エコライフを提言する次世代エコ生活推進検討会議を発足し、環境施策に反映してまいりたいと考えております。

次に、健康福祉部門でございます。

少子化対策につきましては、少子化傾向に歯どめがかからない中、国によるさまざまな政策が実施されておりますが、本市においても国の政策を受け、次世代育成支援行動計画をもとに子育て事業を推進しております。

だれもが子どもを安心して生み育てることができるよう、仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や放課後児童クラブ等の実施、さらには地域子育て支援センターによる育児相談体制の充実など、子育てを地域みんなで見守る支援体制づくりを構築してまいります。本年度の取り組みとしまして、4月にこども未来館を開設し、健常児はもとより心身に不安や心配のある子どもを早期に発見し、日常生活での適切な指導、訓練などによる療育を行ない、子育て家庭の悩みや相談に応じる事業を進めてまいります。

次に、障害者福祉につきましては、法律の改正等により障害者を取り巻く環境は年々充実してきておりますが、今後も第3期障害福祉計画に基づき、自立支援給付サービスや地域生活支援事業など、障害者支援の拡充を目指します。また、本年度より新たに天草圏域で取り組む地域安心生活支援体制強化事業では、病院や施設から地域への復帰に向け、生活体験支援や夜間、休日の相談対応のための体制づくりに取り組んでまいります。

次に、高齢者対策につきましては、市の高齢化率は平成23年12月末現在で32.3%と上昇傾向にありますが、健康で楽しみや生きがいを持って暮らしていただくために、生活支援を中心とした福祉サービスの充実や、地域包括ケア体制の構築を目指してまいります。さらに、高齢者によるコミュニティービジネスの創設を支援し、生きがいと社会貢献活動の推進に努めます。また、深刻な問題として、高齢者のみの世帯やひとり暮らし、認知症高齢者などが年々増加傾向にあるため、平常時の見守り、緊急時の対応など、地域の情報を正しく理解し、積極的に取り組む必要があります。その対応として、社会福祉協議会と連携し、小地域ネットワークづくりを推

進してきましたが、今なお組織化されていない行政区も多くあるため、地域住民が主体となった組織づくりを今後も継続し、推し進めてまいります。

次に、保健事業につきましては、少子高齢化が進む中、本市の健康課題として肥満、人工透析、幼児の虫歯が多いなどがあります。その対策として、住民一人一人が青年期から健康に関心を持つことにより生活習慣病予防を図りながら、ライフステージに合わせた健康づくりができるよう、各種の事業を推進してまいります。

具体的には、引き続き特定健診、特定保健指導の受診率向上を目指しながら、市の重要健康課題である慢性腎臓病の重症化予防の取り組みや、乳幼児期の健康の保持、増進のためには感染症等の予防が大変重要であることから、予防接種率の向上に努めます。また、健康な口腔環境づくりのため、妊婦歯科健診等の事業を継続し、小中学校でのフッ化物洗口事業など歯の健康づくり事業を実施してまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、医療技術の高度化による医療費の伸び、被保険者の減少や加入年齢の上昇等、取り巻く環境は年々厳しい状況になっております。国の社会保障と税の一体改革の動向を踏まえながら、市の国保財源確保についての検証、検討を進めてまいります。本年度は新たに頻回受診者など訪問事業を実施し、ジェネリック医薬品利用促進とともに医療費の適正化に努めながら、国民健康保険事業の運営に取り組んでまいります。

また、介護保険事業につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき事業を展開してまいります。介護保険事業の円滑な推進を図るため介護給付等の適正化に努め、介護保険サービスの質の向上に努めてまいります。また、要支援、要介護状態にならないよう予防介護を重視した各種の事業を推進していきませんが、介護が必要な状態になっても可能な限り自宅や地域で生活ができるよう、家族介護支援事業や地域自立生活支援事業を初めとする地域支援事業を推進してまいります。

次に、教育部門でございます。

学校耐震化につきましては、今年度は市内6校の小中学校校舎、体育館の耐震補強工事を実施いたします。

次に、学校規模適正化につきましては、ことしの4月には上北小学校が上小学校と統合します。今年度も、計画された統合に向けて順次説明会を開いてまいります。

新たに取り組む事業であるフッ化物洗口による虫歯予防につきましては、小学校1校で取り組むこととしております。この事業は県下14市では初めての取り組みであり、今後、市内小中学校で順次進めてまいります。

学力向上につきましては、基礎学力の定着を目指し、市独自で問題を作成した基礎学力アップテスト（国語、算数・数学、英語）を年2回、すべての小中学校で実施してまいります。満点を取ることで、子どもたちに達成感とやる気呼び起こします。

道徳教育につきましては、すべての教師が取り組む道徳教育の指導に当たり、教育審議員、指導主事、教育指導員で各学校年2回以上の助言を行います。

生涯学習につきましては、公民館と連携し、市民一人一人が家庭や地域で自分にあった方法と手段により学習できる環境の整備に努めてまいります。

公民館活動につきましては、既存事業のほか、高齢者生きがいづくり支援事業を継続し、生活文化の振興と地域の活性化に努めてまいります。

上天草英語村E-F r i e n d sは、出前講座を主に、キッズクラスや野外活動等を通して、子どもたちが本物の英語や異文化に親しむ機会を提供し、国際感覚の向上支援に取り組みます。

読書推進活動については、本年3月に策定予定の上天草市子ども読書活動推進計画を基本に、乳幼児期からの読書人口の増加を図ります。また、市立図書館においては、図書館管理システムの運用により利便性とサービスの向上に努めるとともに、蔵書の充実を行い、市民の読書活動の推進に努めてまいります。

人権教育につきましては、人権教育指導員を配置し、上天草市人権教育・啓発基本計画に基づき、子どもから大人までの人権教育の啓発指導に努めてまいります。

文化振興につきましては、学芸員を配置し、文化財の発掘、保護、活用を適正かつ積極的に行い、地域振興に寄与するよう取り組みます。

スポーツの推進につきましては、体育協会を初め総合型スポーツクラブ等各種団体との協力体制のもと、市民がスポーツを生活の一部として楽しむスポーツ文化の推進を目指してまいります。また、専門性の高い施設としてテニスコートを整備するなど、市民スポーツの活動の場となる施設の充実に取り組んでまいります。また、スポーツ合宿誘致事業は、地元高校や中学生の競技力向上はもとより、地域経済の振興にも大きく期待できる事業であるため、関係部署と連携し積極的に取り組んでまいります。

次に、水道事業部門でございます。

現在、松島地区に建設中であります倉江浄水場、配水池築造工事につきましては、地区住民の御理解、御協力により、また、工事関係各位の御努力によりまして、配水池築造工事は平成24年3月に完成予定でございます。また、浄水場築造工事につきましては、平成25年3月には完成予定であり、この配水池、浄水場が完成することによりまして、地区住民の水道使用者の方にさらに安心、安全な水を供給することができると思っております。

次に、平成23年度に地域水道ビジョン策定を完了いたします。上天草市水道の将来を見据えた経営計画に基づき、施設の維持管理や配水管の布設がえ等を行うことにより有収率を向上し、経営の安定を目指します。

そのほかでは、平成23年6月に発生した大矢野維和地区の蔵々千束線道路決壊により、現在、仮設管で配水しておりますが、道路災害復旧工事に合わせまして配水管新設工事を行います。

続きまして、市全般の財政状況について申し上げます。

政府は、平成24年1月に発表した月例経済報告におきまして、我が国の経済状況について「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で緩やかに持ち直している」としながらも、先行きについては「各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し

傾向が続くことが期待される。ただし、欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや、金融資本市場に影響を及ぼしていること等により海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」と指摘がなされています。

このような状況の中、地方財政については、震災対応に万全を期すほか、地方歳出について財政運営戦略における中期財政フレームを遵守し、国の歳出の取り組みと基調を合わせ、地方の財源不足の状況を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することとなっています。地方交付税の総額は、平成23年度と同水準を確保されています。また、一般財源総額も前年度を0.1兆円上回る額が確保されたほか、地方財政の健全化として一般財源総額が維持される中で、臨時財政対策債が260億円の減額となります。特に、東日本大震災からの復旧、復興に当たり、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことのないよう、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保するとされています。

しかし、平成23年度地方財政計画に係る特別交付税制度の見直しにより、交付税総額における特別交付税の割合を段階的に6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正のさらなる縮減を行う旨の改正がなされました。このことにより、本市の平成24年度の特別交付税は前年度を下回ると見込まれております。

これまで、地方交付税の増額措置や国の緊急経済対策等により、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率や、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率ともに改善されてきましたが、依存財源に左右される脆弱な財政構造に変わりはありません。今後の予算措置及び財政運営に当たっては、慎重に対応してまいります。

平成24年度の予算編成に当たっての基本方針として、平成23年度実施の行政評価の結果に基づき要求するものとし、重点的に取り組む施策については、平成23年度施策優先度評価結果に基づき、限られた財源の中で予算を四つの施策に重点化しました。

まず1点目として、安心、安全のまちづくり（防災対策の強化）について申し上げます。東日本大震災の教訓を踏まえ、大震災、津波等の災害から市民生活を守るため、被害を最小限に食いとめる方策や地域社会の災害対応能力の向上など、市民が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

次に、2点目として産業、就業支援の充実について申し上げます。経済を下支えする地場産業の育成を図るとともに、雇用の確保に向けて取り組みます。

次に、3点目として、観光の振興について申し上げます。九州新幹線の全線開業等、観光を取り巻く環境が変化しており、これらの効果を活用しながら、観光客受け入れ態勢の確立や、新たな地域からの観光客誘致に取り組みます。

次に、4点目として、健康づくりの推進について申し上げます。健康に対する市民の意識向上

を図るとともに、医療費の削減とあわせて健康づくりの推進について取り組みます。

以上、四つを重点的施策として推進します。

一般会計の歳入歳出総額は152億2,200万円、前年度比0.1%、1,400万円増のほぼ前年並みとなりました。

1歳入では、社会経済情勢の動向や過去の実績等を精査、分析すると同時に、正確な財源捕捉のための地方財政に関する国の制度改革の動きの的確な情報収集に注意を払いました。

歳入のうち、市税や分担金、負担金、使用料及び手数料などで構成される自主財源比率は16.9%で、前年度比マイナス6.9%、1億9,099万4,000円の減で、25億7,807万8,000円となっております。

また、地方交付税、国、県支出金、市債などの依存財源比率は82.0%ですが、前年度比0.7%、9,163万5,000円増で、124億7,978万6,000円となりました。地方交付税は前年度よりも0.3%減の80億1,000万円となっており、市債（借入金）は23.3%増の13億4,040万円となっております。

次に、繰入金は前年度よりも1,335万9,000円ふえ、6,413万6,000円で、姫戸庁舎建設基金やふるさと応援基金などの目的基金から繰り入れました。

2歳出では、昨今の厳しい社会情勢は今後も続くものと見込まれますので、計画的、効果的に普通建設事業を実施するとともに、地方債の計画的な発行に取り組み、予算の質の向上に努めました。

歳出を性質別経費で見ると人件費、物件費、扶助費、補助費等の消費的経費はマイナス1.4%、1億4,726万2,000円減し、101億9,991万5,000円で、予算全体の67.0%を占めております。

内訳の主なものは、人件費が前年度マイナス3.4%、1億1,118万円の減、物件費はマイナス3.6%、5,473万3,000円の減、扶助費はマイナス2.5%、6,980万円の減となり、補助費等は5.6%、1億3,748万3,000円の増となりました。

投資的経費は18.9%、1億8,441万7,000円増し、11億5,947万4,000円で、内訳は補助事業費が6億2,142万3,000円、単独事業費が4億7,530万9,000円、県工事負担金が6,101万6,000円、災害復旧事業費が172万6,000円となっております。

繰出金は、国保及び公共下水道事業特別会計への繰出金が減少した結果マイナス3.7%、5,148万9,000円減し、13億2,594万9,000円となります。

一般会計を除く各特別会計の歳入歳出総額は、1 国民健康保険特別会計予算（事業勘定）49億6,584万9,000円、前年度比0.5%、2,375万5,000円の増。2 診療所特別会計（湯島分）6,814万9,000円、前年度比マイナス22.1%、1,931万7,000円の減。3 介護保険特別会計32億4,710万円、前年度比3.1%、9,857万6,000円の増。4 斎場特別会計1,715万円、前年度比14.4%、215万8,000円の増。5 天草四郎メモリアルホール特別会計3,078万2,000円、前年度比マイナス1.7%、54万3,000円の減。6 公共下水道事業特別会計3億2,074万9,000円、前年度比マイナス3.2%、1,053万8,000円の減。7 物揚場造成事業特別会計（阿村港）1,295万円、前年度比マイ

ナス18.8%、299万3,000円の減。8 後期高齢者医療特別会計3億5,899万7,000円、前年度比マイナス0.5%、172万4,000円の減でございます。

以上のように、一般会計と特別会計の予算総額は242億4,372万6,000円で、前年度比0.4%、1億337万4,000円の増額となりました。

なお、水道事業会計予算（収益的収支）は9億1,008万2,000円、前年度比0.04%、39万7,000円の増。上天草総合病院事業会計予算（収益的収支）は36億3,369万7,000円、前年度比0.9%、3,207万1,000円の増となりました。

最後になりますが、今後も限られた財源のもとで、多様化する行政需要対応のため職員と一丸となって取り組み、市民の皆様が安全で、安心して暮らせる地域社会の創出実現のための財政運営を積極的に展開してまいらる覚悟でございます。市議会を初め、市民の皆様の一層の御理解を賜りますよう心からお願い申し上げまして、長くなりましたが施政方針説明とさせていただきます。御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） これをもって、施政方針説明を終わります。

- 日程第6 議案第 5号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 6号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 7号 上天草市暴力団排除条例の制定について
- 日程第9 議案第 8号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 上天草市適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第15号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第16号 平成23年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第17号 平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 平成23年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第19号 平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 指定管理者の指定について（上天草市松島展望休憩所）
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 工事請負契約の変更について（龍ヶ岳小学校改築（建築）工事）
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 4 1 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 6、議案第 5 号から日程第 4 1、同意第 1 号までの、以上 3 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成 2 4 年第 2 回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして、

御説明いたします。

今定例会には、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定など条例議案を9件、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号など予算議案22件、指定管理者の指定についての議案2件、工事請負契約の変更についての議案1件、市道路線の廃止及び認定についての議案1件、上天草市職員懲戒審査委員会の任命につき同意を求めることについて1件、計36議案を提出いたします。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜われますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第5号から議案第7号まで3件を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。

では、議案第5号から提案理由の説明をさせていただきます。

上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を説明させていただきます。

今回提案します議案は、地方公務員の給与は民間準拠を基本とすることにかんがみ、自宅に係る住居手当を段階的に見直すことに伴う条例改正、及び近年、国や県等の出向職員が増加している状況を踏まえ、広域異動を行う職員の給与水準を調整することに伴う条例の改正を行うものがあります。

まず、住居手当については、平成21年の人事院勧告において国家公務員を対象に、自宅に係る住居手当を廃止する旨の勧告が行われたものの、熊本県及び他市の支給状況を勘案して現在まで継続されていたものです。

しかしながら、地方公務員給与は民間準拠を基本とする中で、本手当に関して他市が支給を廃止又は廃止の方向で検討されている状況にかんがみ、段階的に廃止することとしたものです。

次に、広域異動手当につきましては、平成18年の人事院勧告により新たに創設されましたが、当時は公務において広域異動を行う職員がいなかったことから、本市では制度の導入を見送ったところでございますが、近年では国や県等の出向職員が増加している状況を踏まえ、新たに手当を創設することとしたものでございます。これが、この議案を提出する理由です。

続きまして、議案第6号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案する議案は、上天草市定員適正化計画に基づき、組織及び業務の見直し等により職員数を減員したことから、職員定数の改正について条例改正を行うものです。

まず、上天草市職員定数条例第2条中、八つの部門別職員数のうち市長部局を277人から270人へ、教育委員会部局を45人から44人へとそれぞれ改めるもので、現行の職員定数の合計を605人から今回8人減じて597人へと改正を行うものです。

提案の理由といたしましては、普通、地方公共団体の職員の定数を変更するときは地方自治法

第172条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第7号でございます。上天草市暴力団排除条例の制定について説明いたします。

今回提案する議案は、全都道府県において施行された暴力団排除条例によって社会全体が暴力団排除の取り組みを強化していることから、上天草市においても暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民、事業者等が一体となった取り組みを推進する必要があるため、市議会定例会に提案するものでございます。

次に、この上天草市暴力団排除条例の内容について説明いたします。全17条で構成しております。

まず、第1条では条例制定の目的として、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会の健全な発展に寄与することを定め、第2条では用語の定義、第3条では暴力団の排除に当たっての基本理念として、暴力団の排除に関する共通認識の醸成と、市、市民、事業者、関係機関、団体との連携及び協働を定めております。

第4条から第6条までは市、市民及び事業者の責務を規定し、市は暴力団の排除のための施策を総合的に推進するものとしています。

また、市民については、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力するよう努めるなどの規定を設けております。

事業者については、基本理念にのっとり、その行う事業に関して暴力団を利することとならないよう、暴力団による不当な行為の影響を受けない事業活動の推進に努めるなどの規定を設けております。

次に、第7条から第9条までは暴力団の排除に関する基本的施策として、暴力団の排除のための推進体制の整備、市民等及び各団体に対する支援並びに市民に対して暴力団の排除に関する広報、啓発について規定しております。

次に、第10条では市の事務及び事業から暴力団を排除するために必要な措置を講ずることと規定し、第11条では、市が設置した公の施設が暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずることと規定しております。

次に、第12条及び第13条では、公共工事からの排除について規定しております。この公共工事からの排除については、市が発注する工事から暴力団を排除する措置として、元請人及び下請人は、第3次下請までですが、暴力団員又は暴力団密接関係者と下請契約の締結の禁止、違反した場合は入札に参加させない措置を講じるとともに、誓約書の徴取については、市が発注する工事を対象に、第3次下請まで契約を締結する際に、契約の相手方から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨を記載した誓約書を徴することとしております。なお、誓約書の保管義務、報告または資料の提出義務等に違反した者については、5万円以下の過料を処することとしております。

次に、第14条では少年の健全な育成を図るための必要な措置を講ずることを規定し、市立中学校の生徒を対象に、暴力団への加入及び被害の未然防止のための必要な措置を講じ、また、少年の育成に携わる者に対して、警察官の派遣要請、情報提供、指導、助言等必要な支援を講じます。

第15条では委任について規定し、第16条及び第17条では、第12条及び第13条に係る罰則について規定しております。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行し、第12条の公共工事に関する規定については経過措置を設けており、平成24年7月1日からの施行としております。

また、第2条、第11条、第12条、第13条、第16条及び第17条の規定につきましては、先般の全員協議会で説明したとおりで、条例の内容の説明は以上でございます。

提案理由としまして、熊本県が暴力団排除条例を制定し、社会全体において暴力団排除の取り組みを強化していることにかんがみ、本市においても暴力団排除の機運を高めるとともに暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民、事業者等が一体となった取り組みを推進するため、上天草市暴力団排除条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 議案内容説明の途中でございますけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

順次、議案内容の説明を求めます。

議案第8号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） おはようございます。

議案第8号について御説明申し上げます。議案書の10ページをお開きください。

議案第8号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

改正内容としましては、公共下水道の排水設備等工事に係る排水設備工事責任技術者の登録事務を、公益財団法人熊本市下水道技術センターで実施することでございます。

別冊の議案説明資料の5ページをお開きください。

新旧対照表に記載してありますように、第2条第4項中、同条第8項を同条第9項に改めます。第10条第1項中、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とするものでございます。

提案理由としましては、公共下水道に関する排水設備等の工事に係る排水設備工事責任技術者の登録事務について、当該登録事務を公益財団法人熊本市下水道技術センターで実施することなどに伴い、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第9号を市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） お疲れでございます。

議案第9号について御説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、主な改正点を申し上げます。

11ページの第95条でございますが、市たばこ税の税率についてでございます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が公布されたことにより、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴い、都道府県と市町村の増収減を調整するため、地方税法第468条が改正されたことによるものでございます。

内容につきましては、道府県たばこ税の現行1,000本当たり1,504円を860円に改め、差額分の644円が市町村たばこ税に増収されるものでございます。これにより、市町村たばこ税は現行1,000本当たり4,618円が5,262円に改正となるものでございます。

また、附則第16条の2第1項においては、市たばこ税の税率の特例として、紙巻きたばこ3級品に係る税率を1,000本当たり2,190円から2,495円に改めるものでございます。

附則第9条につきましては、平成19年1月1日以降の退職所得に係る住民税については、当分の間は10%の税額控除をすると定めてありましたが、今回の法律が公布されることにより、道府県税及び市町村税の分離課税に係る所得割の額の特例を定める地方税法附則第7条が削除され、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されることになったため、条文を削除するものでございます。

附則第22条につきましては条文、条項の整備、変更及び削除でございますので、説明は省略させていただきます。

附則第25条につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月1日に公布され、第2条第2項に、均等割の標準税率は地方税法第310条の規定にかかわらず同条に規定する額に500円を加算した金額となり、現行市民税均等割額3,000円が改正後は3,500円となるものでございます。この改正は、平成26年度から平成35年度までの間適用されるものでございます。

12ページ、第1条第1項においては、附則第9条の施行日を平成25年1月1日と定めたものでございます。

また、同条第2項では第95条、附則第16条の2第1項の改正規定等の施行日を平成25年4月1日としたものです。

第2条については個人の市民税に関する経過措置について、第3条については市たばこ税に関する経過措置について定めたものでございます。

提案理由といたしましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第10号及び議案11号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 議案第10号について説明いたします。議案書の13ページをお開き願います。

上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この条例の改正につきましては、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期の見直しと、県内自治体間の納期の統一を図るため、現行の10期を9期に変更するものでございます。説明につきましては、別冊の議案説明資料の9ページをお願いいたします。

新旧対照表の改正前をごらんください。第4条第1項中、第1期6月1日から同月30日までから第10期翌年3月1日から同月31日までを、改正後の第1期7月1日から同月31日までから第9期翌年3月1日から同月31日までに改めるものでございます。

議案書に返っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、普通徴収に係る保険料の納期を10期から9期に変更するため関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第11号について説明をいたします。議案書の15ページをお開きください。

上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例の改正は、介護保険法に基づく介護保険事業計画策定に合わせ、平成24年度から3年間の第1号被保険者の保険料率の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、別紙の議案説明資料の10ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

改正前の第3条、平成21年度から平成23年度までの期間を平成24年度から平成26年度に改めております。

金額につきましては、同条第1号及び第2号の2万5,554円を3万円に、第3号の3万8,331円を4万5,000円に、第4号の5万1,108円を6万円に、第5号の6万3,885円を7万5,000円に、第6号7万6,662円を9万円に改めるものでございます。

さらに、附則として、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例として第13条を設けております。この第13条は、介護保険法施行令附則第15条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の保険料率を、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者は、第3条の規定にかかわらず5万1,000円とするものでございます。

議案書に返っていただきまして、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

提案理由としまして、第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料の保険料率及び設定期間の改正並びに介護サービスの基盤整備のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定に伴い、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第12号及び議案13号を教育部長。

○教育部長（松本 和任君） それでは、議案第12号、上天草市適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の改正は、特別支援学級の増加に伴い、各学校に特別支援学級担当教員が増加しました。各学校の代表者が委員となるため、委員数の増員が必要となりました。また、学校教育法の改正により、特殊学級につきましては特別支援学級へ表記を変えるとともに、適正就学などから適正という語彙を削除するものでございます。

改正内容としましては、資料の11ページをごらんください。

まず最初に、題名の上天草市適正就学指導委員会設置条例及び第1条、それと第2条(1)の条文より適正を削除します。

次に、第3条の委員の数については25名以内を30名以内に変更し、同条第2項(2)の特殊学級担当教諭を特別支援学級担当教員に改めるものです。

学校教育法の一部改正等に伴い関係規定を整備する必要があり、この議案を提出するものです。よろしくをお願いいたします。

次に、議案第13号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案書の18ページ、説明資料は12ページのほうをごらんください。

この条例改正は、図書館法の一部改正により、図書館協議会の委員の委嘱に当たり任命の基準を定めるものでございます。

改正内容は、第23条の条文より「及び第15条」を削ります。それと、同条第2項につきましては「協議会の委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」に改めるものです。

図書館法の一部改正等に伴い関係規定を整備する必要があり、この議案を提出するものです。よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第14号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案書の19ページをお願いします。

議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号でございます。議案第14号につきましては、別紙で提案理由の説明資料をお配りしておりますので、これを読み上げまして提案理由の説明にかえさせていただきます。説明が長くなるかと思っておりますので、歳入歳出それぞれ

各項目において50万円以上の増減があるものについて説明させていただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

議案第14号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第9号について説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、提出するものでございます。

別冊補正予算第9号をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ6億8,956万2,000円を追加し、予算総額を184億5,707万7,000円と定めるものでございます。

第2表繰越明許費は、15款総務費の難視聴対策事業ほか4件、20款民生費の介護基盤緊急整備事業ほか2件、35款農林水産業費の内野河内コミュニティーセンター改修事業ほか1件、45款土木費の道路維持事業のほか4件、55款教育費の小学校校舎営繕事業ほか1件、及び60款災害復旧費の道路災害復旧事業ほか1件の繰越事業22億4,471万1,000円を計上しております。

第3表債務負担行為の補正は、主なものとしまして、上天草観光循環バス運行業務委託、ごみ収集委託、放課後児童クラブ事業業務委託料、上天草市老人福祉センター指定管理業務委託、今津中学校屋内運動場改築事業ほか18件で、総額5億5,832万2,000円の補正です。

第4表地方債の補正につきましては、災害復旧事業債、過疎対策事業債及び合併特例債の増減による総額3億4,140万円の補正です。

歳入予算の主なものについて説明いたします。15ページでございます。

10款市税10項市民税10目個人は、現年課税分所得割と滞納繰越分の増減による1,600万円の減額です。

15目法人は、現年課税分所得割と滞納繰越分による1,110万円の増額の計上です。

55款分担金及び負担金10項分担金20目災害復旧費分担金は、農林水産施設災害復旧費分担金ほか2件、172万円の減額です。

15項負担金15目民生費負担金は、保育所保育料及び広域入所委託市町村負担金の増減と保育所保育料滞納繰越分による56万円の増額の計上です。

60款使用料及び手数料15項手数料15目衛生手数料は、一般廃棄物許可手数料ほか2件の増減による53万2,000円の減額です。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金は、身体障害者等補装具費支給事業負担金ほか2件、保育所運営費国庫負担金ほか2件、生活保護費国庫負担金及び子ども手当国庫負担金の実績に伴う増減による7,430万3,000円の減額です。

20項災害復旧費国庫負担金は、蔵々千束線災害復旧事業ほか1件の557万7,000円の増額の計上です。

15項国庫補助金10目総務費国庫補助金は、辺地共聴施設整備事業補助金619万9,000円の減額です。

15目民生費国庫補助金は、障害者自立支援事業補助金ほか4件分の増減による666万2,000円

の減額です。

20目衛生費国庫補助金は、浄化槽設置整備事業補助金301万3,000円の減額です。

30目土木費国庫補助金は、上天草港改修事業補助金640万円の減額です。

40目教育費国庫補助金は、遠距離通学費補助金ほか1件の増減による1,613万5,000円の増額の計上です。

70款県支出金10項県負担金10目民生費県負担金は、障害者自立支援法介護給付等負担金ほか1件、保育所運営費県負担金ほか1件、生活保護費県負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金及び子ども手当県負担金の増減による1,208万円の減額です。

25目災害復旧費県負担金は、現年発生施設災害復旧費負担金811万円の減額です。

15項県補助金10目総務費県補助金は、土地利用対策補助金ほか2件の増減による73万1,000円の増額です。

15目民生費県補助金は、重度心身障害者医療費補助金ほか4件、ひとり親家庭等医療費助成補助金ほか6件の増減による876万7,000円の減額です。

20目衛生費県補助金は、妊婦健康診査特例交付金ほか1件、及び浄化槽設置整備事業補助金の減による781万6,000円の減額です。

25目農林水産業費県補助金は、農業委員会交付金ほか5件、マツクイムシ防除等補助金ほか2件、水産資源回復・基盤整備事業交付金及び大矢野・松島地区漁村再生交付金事業補助金の増減による3億6,436万1,000円の増額の計上です。

35目土木費県補助金は、やさしいまちづくり事業補助金100万円の減額です。

40目消防費県補助金は、熊本県自主防災組織設立促進事業補助金150万円の増額の計上です。

75款財産収入10項財産運用収入10目財産貸付収入は、教員住宅貸付収入及び宮津市有地貸付収入193万1,000円の減額です。

15目利子及び配当金は、財政調整基金利子ほか6件の増減による157万2,000円の減額です。

80款寄附金10項寄附金40目総務費寄附金は、ふるさと応援寄附金238万8,000円の増額の計上です。

85款繰入金15項基金繰入金25目まちづくり事業推進基金繰入金は、まちづくり事業推進基金繰入金881万2,000円の減額です。

45目庁舎建設基金繰入金は、姫戸庁舎建設基金繰入金200万円の減額です。

105目庁舎建設等基金繰入金は、庁舎建設等基金繰入金1億円の増額の計上です。

95款35項雑入15目雑入は、工事契約約款に基づく損害金及び生活保護費返還金、滞納処分費ほか2件、環境保全協力金、上天草市食材パンフレット書籍代金収入ほか2件、消防団福祉共済個人負担金、学校医報酬過年度誤払金、自主事業収入ほか1件の増減による1,236万2,000円の増額の計上です。

99款市債は、第4表と同様に災害復旧事業債ほか2件の増減による3億4,140万円の増額の計上です。

続きまして、歳出について説明いたします。28ページからでございます。

今回、実績見込みによる人件費、職員手当等の補正及び実績見込みによる事務経費の補正を主に計上しております。

人件費では、特別職給与費等で1,416万1,000円、一般職員給与費475万円、期末勤勉手当698万7,000円、それぞれ減額しております。退職手当組合負担金は170万3,000円の減額です。

各款項目ごとに給料及び職員手当等の補正をお願いしております。

歳出の主なものとしまして、10款議会費10項議会費は、議員共済組合負担金及び旅費、費用弁償など485万5,000円の減額です。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は、特別職給料ほか6件、役務費の全国町村会総合賠償保険料及び委託料の例規データ更新委託料ほか1件、1,332万9,000円の減額です。

35目監理費は、コピー使用料及び電子入札システム負担金など増減による77万6,000円の減額です。

40目窓口センター費は、給料及び職員手当の92万円の減額です。

45目企画費は、松島庁舎建築工事及び地上デジタル放送共聴施設整備補助金、上天草高校通学バス運行補助金など計9億4,154万1,000円の増額の計上です。

55目支所及び出張所費は、アスベスト除去工事及び光熱水費の増減による69万7,000円の増額の計上です。

70目電子計算費は、消耗品費、電信電話料、総合行政システム保守委託料など745万2,000円の減額です。

75目地域づくり推進事業費は、まちづくり事業推進助成金881万2,000円の減額です。

15項徴税費10目税務総務費は、印刷製本費など208万1,000円の減額です。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費は、介護保険特別会計繰出金など計401万円の減額です。

20目障害者福祉費は、緊急整備事業工事及び身体障害者補装具費支給事業ほか3件の増減による1,608万9,000円の減額です。

25目老人福祉費は、老人ホーム保護措置費及び消耗品費、敬老行事補助金など721万8,000円の減額です。

40目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金など398万1,000円の減額です。

15項児童福祉費10目児童福祉総務費は、上天草市民間保育徴収業務委託料など83万7,000円の減額です。

15目児童措置費は、地域支え合い体制づくり事業及び広域入所事業負担金ほか4件などの増減による2,752万3,000円の減額です。

20目児童手当費は、子ども手当など4,691万3,000円の減額です。

25目母子父子福祉費は、母子生活支援施設等措置費、児童扶養手当など362万3,000円の減額

です。

40目子ども医療費は、子ども医療費助成金231万1,000円の増額の計上です。

20項生活保護費10目生活保護総務費は、住宅手当緊急特別措置事業など52万円の減額です。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費は、妊婦一般健診負担金及び診療所特別会計繰出金など1,155万円の減額です。

20目予防費は、子宮頸がんワクチン予防接種事業負担金など972万9,000円の減額です。

30目環境衛生費は、環境審議会委員報酬及び狂犬病予防注射手数料など1,023万7,000円の減額です。

15項清掃費10目清掃総務費は、生ごみ処理機購入補助金など74万円の減額です。

35款農林水産業費10項農業費15目農業総務費は、給料及び職員手当等299万円の増額の計上です。

20目農業振興費は、ブランド推進協議会委託料及び農林水産業振興事業費補助金などの増減による826万4,000円の減額です。

30目農地費は、大矢野北部地区ふるさと農道工事委託料及び県地域密着型農業基盤整備事業工事負担金などの増減による185万5,000円の減額です。

35目農道維持費は、農道除草作業委託料及び園部橋橋梁調査診断業務委託料61万円の減額です。

40目施設監理費は、内野河内コミュニティーセンター改修工事及び後山排水機場堤防漏水対策工事などの増減による683万円の増額の計上です。

15目林業振興費は、有害鳥獣捕獲器及び林道東浦大作山線のり面改修工事などの増減による803万8,000円の減額です。

20項水産業費15目水産振興費は、土地賃借料及び水産資源回復・基盤整備事業交付金など343万6,000円の減額です。

40款商工費10項商工費15目商工振興費は、前島地区護岸整備測量設計業務委託料、前島地区護岸補修工事及び企業立地促進及び雇用創出事業補助金などの増減による342万1,000円の増額の計上です。

20目観光費は、観光施設花木管理委託料など95万2,000円の減額です。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費は、下水道事業繰出金及び物揚場造成事業繰出金など529万9,000円の減額です。

20項河川費10目河川管理費は、地すべり・急傾斜事業県工事負担金54万4,000円の増額の計上です。

25項港湾費15目港湾建設費は、上天草港改修工事測量設計業務委託料及び上天草港改修工事、阿村地区ですが、1,590万円の減額です。

35項住宅費20目住宅対策費は、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金200万円の減額です。

50款消防費10項消防費15目非常備消防費は、消防団員報酬、退団者功労金、旅費など420万7,000円の減額です。

30目防災管理費は、県補助金活用による消耗品費300万円の増額の計上です。

55款教育費15項小学校費10目学校管理費は、スクールバス運転委託料及び阿村小学校校舎耐震補強工事設計委託料など760万円の減額です。

15目教育振興費は、備品購入費の電子黒板300万円増額の計上です。

20項中学校費10目学校管理費は、大矢野中学校北棟耐震補強工事設計委託及び今津中学校校舎改修工事など756万3,000円の減額です。

25項社会教育費10目社会教育総務費は、県指定永目神社のアコウ枝打ち作業手数料及び上天草市子ども会連合会補助金など70万5,000円の減額です。

30項保健体育費20目学校給食費は、光熱水費79万5,000円の減額です。

25目スポーツ振興施設事業費は、テニスコート建設工事実施設計委託料及び大矢野総合スポーツ公園指定管理委託料など289万2,000円の減額です。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費15目農業用施設等災害復旧費は、農地等災害復旧事業測量設計業務委託料及び農地等災害復旧工事請負費2,005万円の減額です。

25目治山施設災害復旧費は、単県治山測量設計委託料及び単県治山自然災害復旧工事など75万3,000円の減額です。

15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費は、蔵々千束亀の迫江後線災害測量設計委託料ほか6件、及び亀の迫江後線災害復旧工事ほか1件など254万7,000円の減額です。

15目河川災害復旧費は、鷲力川単独災害復旧工事50万円の増額の計上です。

65款公債費10項公債費10目元金は、地方債元利償還金及び地方債元利償還金1,656万5,000円の減額です。

15目利子は、地方債元利償還金901万4,000円の減額です。

70款諸支出金20項基金費10目財政調整基金費は、基金積立金利子分64万9,000円の減額です。

45目地域福祉基金費は、基金積立金利子分60万円の減額です。

96目環境保全基金費は、基金積立金利子分及び基金積立金431万5,000円の増額の計上です。

97目ふるさと応援基金費は、ふるさと応援基金積立金238万9,000円の増額の計上です。

75款予備費10項予備費10目予備費の2,404万円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由としまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第15号から議案第17号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 補正予算書の66ページをお願いいたします。

議案第15号、平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号について説明いたします。

第1条に、歳入歳出それぞれ3,386万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を49億8,850万6,000円とするものです。

詳細につきましては、72ページの歳入から説明いたします。

25款国庫支出金9,409万9,000円の減額は、医療給付費及び高額医療費共同事業負担金等の実績見込みによるものです。

30款県支出金588万7,000円の増は、高額医療費共同事業費負担金の増額によるものです。

37款前期高齢者交付金8,110万2,000円の増は、交付金確定に伴う増額です。

40款共同事業交付金3,126万3,000円の減は、高額医療費共同事業交付金等の実績見込みによる減額です。

65款諸収入は延滞金、雑入合わせまして450万7,000円の増額です。

75ページの歳出について説明いたします。

10款総務費は国保事務に要する費用で、総務費合計合わせまして5万5,000円の増となっております。

次のページの15款保険給付費1,100万円の増は、一般より退職被保険者移行に伴う医療給付費の増です。

17款後期高齢者支援金2,865万3,000円の減。

18款前期高齢者納付金等4万5,000円の増。

20款老人保健拠出金22万7,000円の減。

25款介護納付金102万2,000円の減、これらは事業費確定に伴うものでございます。

次のページの30款共同事業拠出金は、2,115万7,000円の減額です。

35款保健事業費としまして、10項保険事業費と次のページの15項健康保持増進事業費と20項の特定健康診査等事業費までの合計で1,727万9,000円の減は、実績見込みによるものです。

80ページの50款諸支出金は、1,652万1,000円の増額となっております。

55款予備費は、歳入歳出の調整額でございます。

以上が、国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号の概要でございます。

提案理由としまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、補正予算書の81ページをお願いいたします。

議案第16号、平成23年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号について説明いたします。

第1条に、歳入歳出それぞれ228万円を減額し、歳入歳出予算総額を8,533万5,000円とするものです。

詳細につきましては、84ページからの歳入から説明いたします。

10 款事業収入の69万8,000円の減額は、歯科事業収入の実績見込みによるものです。

25 款繰入金の158万2,000円の減は、一般会計繰入金の減額によるものです。

次に、歳出につきましては10 款総務費の228万円の減は、医師住宅借上料、歯科診療委託料等の減額が主なものでございます。

以上が、診療所特別会計補正予算第2号の概要でございます。提案理由は先ほどと同様でございます。

続きまして、補正予算書の86 ページをお願いいたします。

議案第17号、平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号について説明いたします。

第1条に、歳入歳出予算それぞれ3,186万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を31億7,397万7,000円とするものです。

詳細につきましては、91 ページの歳入から説明いたします。

10 款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の合計488万4,000円を減額計上しております。

20 款国庫支出金は国庫負担金と国庫補助金を合わせまして599万8,000円の減で、介護給付費及び介護予防事業の実績見込み額を負担割合に応じて減額しております。

次のページの25 款支払基金交付金の893万6,000円の減は、同じく介護給付費等の減額に伴うものでございます。

30 款の県支出金は、県負担金及び県補助金を合わせまして568万4,000円の減で、介護給付費等に対する県費負担割合によるものでございます。

45 款繰入金636万1,000円の減は、市の負担分を減額いたしております。

次に、94 ページの歳出について説明いたします。

10 款総務費は介護保険事務費に係るもので、合計で59万3,000円の減となっております。

95 ページの15 款保険給付費、10 項介護サービス等諸費から25 項高額介護サービス費までの合計2,802万6,000円の減は介護施設や居宅介護サービス等に要する給付実績見込みによるものでございます。

45 款地域支援事業費は、介護予防事業費と包括的支援事業、任意事業費合わせて324万4,000円を減額しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算第3号の概要でございます。提案理由は先ほどと同様でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第18号を市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 議案書の23 ページをお開きいただきたいと思っております。

平成23年度上天草市斎場特別会計補正予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の97 ページをお開きください。

平成23年度上天草市の斎場特別会計補正予算は次に定めるところによるものとし、第1条、

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出2万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,881万4,000円と定めております。

次に、100ページをお開きください。

歳入でございますけれども、15款10項の利子及び配当金の斎場基金利子につきましては、利率の変更により今回2万8,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものといたしまして、10款10項13目の斎場管理委託料として、施設の利用が多いときなどには補助員を雇用するようにいたしておりましたが、今年度は混雑することが少なかつたため、31万4,000円を減額するものでございます。

次に、25款10項10目の斎場基金積立金の利子についてでございますが、歳入同様に2万8,000円を減額するものでございます。

最後に、予備費といたしまして29万9,000円計上させていただきました。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第19号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案書24ページをお願いいたします。

議案第19号、平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算の内容につきましては、平成23年度補正予算書101ページから105ページに記載しているとおりでございます。

財産貸付収入等の減、歳出の精査等に伴いまして、歳入歳出をそれぞれ24万3,000円減額いたしました。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,108万2,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで昼食のため休憩いたしまして、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第20号及び議案第21号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 議案第20号について御説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第20号、平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の106ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,602万円と定めるものでございます。

111ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、20款使用料及び手数料10項10目公共下水道使用料を100万円減額し5,558万円に、15項10目公共下水道手数料を1万3,000円増額するものでございます。

25款歳入繰入金につきましては、10項10目一般会計繰入金を477万3,000円減額し、2億738万8,000円にするものでございます。

30款起債につきましては、10項10目公共下水道事業債を310万円増額し、3,870万円にするものでございます。

112ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、10款公共下水道費10項10目下水道建設費を5万3,000円減額し2,693万8,000円に、15項10目下水道総務管理費12万9,000円、15目処理場維持管理費1,000円を減額し、7,055万7,000円にするものでございます。

113ページをお願いします。

20款公債費167万3,000円の減額につきましては、10項10目元金120万9,000円、15目利子46万4,000円を減額し、2億2,290万円にするものでございます。

25款予備費80万4,000円の減額につきましては、歳入減により減額するものでございます。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

続きまして、議案第21号について御説明いたします。

議案書の26ページをお開きください。

議案第21号、平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の114ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

116ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、10款使用料及び手数料減額の74万円、15款繰入金増額の74万円、合計ゼロ円でございます。

歳出につきましても、合計ゼロ円でございます。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第22号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 補正予算書の118ページをお願いいたします。

議案第22号、平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について説明いたします。

第1条に、歳入歳出それぞれ832万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億5,517万4,000円とするものです。

詳細につきましては、122ページの歳入から説明いたします。

10款後期高齢者医療保険料364万9,000円の減です。

25款繰入金398万1,000円の減は、実績見込みによるものでございます。

35款諸収入69万7,000円の減は、保険料還付金の実績見込みによるものです。

123ページの歳出につきましては、10款総務費は13万9,000円の減額です。

15款後期高齢者医療広域連合納付金は、634万円の減です。

20款保健事業費115万1,000円の減は、実績見込みによるものでございます。

25款諸支出金69万7,000円の減は、保険料過誤納還付金の実績見込みによる減額でございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の概要でございます。

提案理由は先ほどと同様でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第23号を水道局長。

○水道局長（楠本 金生君） 議案第23号、平成23年度上天草市水道事業会計補正予算について説明いたします。

議案集の28ページをお願いいたします。

平成23年度上天草市水道事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものであります。

別冊の平成23年度水道事業会計補正予算第1号について説明いたします。

今回補正をお願いしているのは、平成23年度上天草市水道事業会計予算第3条及び第4条に係るものでございます。

第3条に定める収益的収入及び支出の予定額につきましては、支出においては230万8,000円を増減するもので、収入においては増減はありません。

内訳といたしまして、水道事業費用の営業費用で配水及び給水費が336万円減額、総係費が105万2,000円増額し、営業外費用で支払利息及び企業債取扱諸費で230万8,000円増額するものでございます。

次に、第4条に定める資本的収入及び支出の予定額につきましても、収入の増減はありません。支出においては、企業債償還金514万5,000円増額するものであります。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第24号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の29ページをお願いいたします。

議案第24号について御説明いたします。

平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成23年度上天草市立上天草総合病院予算の第3条で定めました収益的収支及び支出を、次のとおり組みかえ補正するものでございます。

第1項医業費用の修繕料が、緊急の高額修理が発生しましたとともに3月までの施設改修等の不足が見込まれますので、600万円増額いたしまして、第11項予備費を600万円減額するものでございます。

第3条、平成23年度上天草市立上天草総合病院予算の第4条本文括弧書きを次のように改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

括弧書きのところでございます。資本的収入額及び資本的支出額に対し不足する額1億1,292万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,303万円、当年度分損益勘定留保資金9,989万1,000円で補てんするものと改めております。

第1款資本的支出第1項建設改良費を、DPCでございますけれども診療報酬の包括請求分析システムでございます。これの導入に当たりまして153万3,000円増額いたしまして、建設改良費が2億7,363万9,000円となりまして、資本的支出の総額が5億623万4,000円の補正でございます。

附属書類の予算実施計画、資金計画と参考書類の貸借対照表、予算説明書を掲載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由の説明でございますが、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第25号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案第25号につきましては、別紙で提案理由の説明資料を配付しておりますので、これを読み上げまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第25号、平成24年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ152億2,200万円と定めるものでございます。

第2表地方債では、起債の限度額を13億4,040万円とお願いし、利率、借入先、償還の方法は前年どおりでございます。

歳入の主なものとしまして、2ページからごらんいただきたいと思います。

10款市税は21億3,191万8,000円で、前年度との比較で5,442万5,000円の減額となりました。主な要因として1次、2次産業の経費増による所得減のため市民税の減額、固定資産税においては、土地の評価がえによる下落修正により減額となっております。なお、軽自動車税、入湯税は増額となっております。

15款地方譲与税は1億3,600万円、前年度比で1,000万円の減額となりました。自動車重量譲与税及び地方揮発油譲与税の減額によるものです。

25款地方消費税交付金は2億8,000万円で、前年度と同額となりました。

41款地方特例交付金は2,975万2,000円、前年度比1,648万円の減額となりました。これは、地方税等減収補てん特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金の増減による減額です。

45款地方交付税は80億1,000万円、前年度比で2,450万円の減額となりました。これは、社会情勢をかんがみた普通交付税の減額です。

65款国庫支出金14億5,629万4,000円、前年度比1,561万3,000円の減額となりました。主に母子生活支援施設等負担金及び浄化槽設置整備事業補助金の減額によるものです。

70款県支出金11億9,088万2,000円、前年度比8,192万6,000円の減額となりました。主にふるさと雇用再生特別事業補助金及び選挙費委託金の減額によるものです。

75款財産収入2,465万6,000円、前年度比253万6,000円の減額となりました。主に各基金の利子の減額によるものです。

85款繰入金6,413万6,000円、前年度比1,335万9,000円の増額となりました。主に庁舎建設基金及びふるさと応援基金の増額によるものです。

95款諸収入1億6,141万3,000円、前年度比1億3,654万2,000円の減額となりました。主に地上デジタルテレビ開始に関する辺地共聴施設整備事業補助金の国庫補助金に組みかえたことによる減額でございます。

99款市債は13億4,040万円で、前年度比2億5,350万円の増額です。主に合併特例債及び過疎対策事業債の増額によるものです。

次に、歳出の主なものとしましては、6ページからお願いします。

10款議会費2億90万3,000円は、前年度比2,650万8,000円の減額で、議員共済組合負担金の負担割合の減少によるものでございます。

15款総務費19億8,322万3,000円は、前年度比7,464万2,000円の減額です。

10項総務管理費では、45目企画費の難視聴対策事業は減額となり、70目電子計算機費の情報推進室移設事業は増額となっておりますが、10項総務管理費においては、以上の増減により減額となります。

20款民生費51億5,548万7,000円は、前年度比1億1,596万8,000円の減額です。

15項児童福祉費では、20目児童手当費の子ども手当事業の減額が主な要因となります。

25款衛生費13億4,814万6,000円は、前年度比1億2,430万5,000円の減額です。

15項清掃費では、10目清掃総務費の天草広域連合清掃費負担金の減額が主な要因となります。

35款農林水産業費7億7,210万円は、前年度比1,392万8,000円の増額です。

10項農業費では、20目農業振興費の農林水産物販売促進事業、農林水産物等ブランド化推進事業の増額が主な要因となります。

15項林業費では、15目林業振興費の林道維持舗装事業の増額が主な要因となります。

20項水産業費では、25目漁港建設費の水産基盤ストックマネジメント事業委託料及び大道地区水産流通基盤整備工事の増額が主な要因となります。

40款商工費3億9,910万2,000円は、前年度比7,936万1,000円の増額です。

10項商工費では、15目商工振興費の行政パートナーシップ人材育成委託料及び四郎魚〜ぞを生かした地域おこし事業委託料の増額が主な要因となります。

45款土木費7億7,991万8,000円は、前年度比4,646万9,000円の増額です。

15項道路橋りょう費では、10目道路維持費及び15目道路新設改良費の減額となっておりますが、25目道路舗装費、25項港湾費の15目港湾建設費及び35項住宅費の15目住宅建設費の増額が主な要因となっております。

50款消防費7億7,365万9,000円は、前年度比1億6,899万8,000円の増額です。

10項消防費では、10目常備消防費の天草広域連合消防庁舎建設事業に伴う広域連合負担金の増額が主な要因となります。

55款教育費12億6,589万2,000円は、前年度比3,887万1,000円の増額です。

30項保健体育費では、25目スポーツ振興施設事業費の上天草市松島総合運動公園テニスコート建設工事の増額が主な要因となります。

65款公債費24億9,115万1,000円は、前年度比2,927万2,000円の増額です。地方債元金の償還額の増額が主な要因となっております。

70款諸支出金は518万2,000円、前年度比2,047万6,000円の減額です。図書館建設基金の積立金額の減額が主な要因となっております。

75款予備費は4,551万1,000円の計上となりました。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

提案の理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第26号から議案第28号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 予算書の232ページをお願いいたします。

議案第26号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明します。

第1条に歳入歳出予算総額を49億6,584万9,000円と定め、第2条に一時借入金の最高限度額を

4億円と定め、第3条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

このたびの予算編成に当たりましては、一般被保険者の課税世帯数を前年比2%減、1人当たりの調定額を1%減、また退職被保険者の課税世帯数を前年比10%増、1人当たりの調定額を10%減と推測しまして予算編成を行っております。

詳細につきましては、240ページから説明したいと思います。

まず、歳入の主なものとしまして、10款国民健康保険税は一般被保険者及び退職被保険者保険税を合わせまして8億262万5,000円で、前年度比707万円の減額計上しております。

次のページの25款国庫支出金は負担金と補助金の合計で15億1,461万8,000円、前年度比で7,859万7,000円の減額となっております。

30款県支出金は負担金と補助金の合計2億5,530万5,000円で、前年度比で3,001万9,000円の増となっております。

35款療養給付費交付金は2億7,633万8,000円、前年度比4,280万5,000円の増で、これは退職被保険者等の保険給付費の増額を見込み計上いたしております。

次のページの37款前期高齢者交付金8億6,070万5,000円は、前年度比で8,070万6,000円の増となっております。

40款共同事業交付金6億4,917万2,000円は、前年度比で2,359万円の減となっております。

55款の繰入金は、基金繰入金と一般会計繰入金の合計で5億9,843万2,000円、前年度比2,015万1,000円の減としております。

次に、246ページからの歳出について説明いたします。

10款総務費は次のページの合計で1,816万1,000円、前年度比98万円の増としております。これは、主に国保事務に要する費用を計上しております。

次に、248ページの15款保険給付費は療養諸費、高額療養諸費、出産育児諸費、葬祭諸費、これらを合計しまして32億9,430万7,000円で、前年度比3,013万8,000円減額をいたしております。この減額につきましては、主として後期高齢者医療制度へ移行する被保険者が多いことが影響しております。

250ページの17款後期高齢者支援金5億3,980万7,000円、前年度比1,945万3,000円の増です。

次のページの25款介護納付金2億7,222万5,000円、前年度比902万1,000円の増です。

30款共同事業拠出金は7億5,890万7,000円、前年度比で5,883万4,000円の増です。これらは高額療養費に係る保険財政共同安定化事業拠出金の増によるものでございます。

35款保健事業費は、保健事業費、健康維持増進事業費、特定健康診査等事業費の合計で4,522万3,000円、前年度比413万5,000円の減額計上しております。

255ページからの50款諸支出費は総額1,548万5,000円、前年度比3,017万6,000円の減額計上をしております。

55款予備費2,000万円は前年度と同額を計上しております。

以上が、国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の概要でございます。提案理由は先ほどと同様でございます。

続きまして、予算書の258ページをお願いいたします。

議案第27号、平成24年度上天草市診療所特別会計予算について説明いたします。

第1条に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,814万9,000円と定めるものでございます。263ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、10款事業収入4,395万9,000円、前年度比で68万1,000円を減額しております。

21款県支出金227万2,000円は、前年度比で692万1,000円の減額をいたしております。

25款繰入金2,024万9,000円は、診療所人件費等の収支不足分を補てんするためのものです。ございます。

次に、266ページをお願いいたします。

歳出の主なものとしまして、10款総務費は一般管理費として3,668万1,000円を計上しております。これは人件費や診療所経費が主なものでございます。

次に、268ページの研究研修費として108万5,000円を計上しております。また、医療費としまして、2,977万1,000円は医薬材料費、各種検査等の委託料などとなっております。以上の合計が6,753万7,000円の総務費となっております。

20款の予備費20万円は、前年度と同額を計上いたしております。

以上が、診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由は先ほどと同様でございます。

続きまして、予算書の276ページをお願いいたします。

議案第28号、平成24年度上天草市介護保険特別会計予算について説明いたします。

第1条に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,710万円と定め、第2条で歳出予算の流用について定めるものでございます。

詳細につきましては、284ページの事項別明細により説明いたします。

歳入の主なものとしまして、10款の保険料は第1号被保険者の特別及び普通徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料の5億1,085万1,000円を計上しております。保険料の前年度比4,732万2,000円の増額は、保険料改定等に伴うものが主なものでございます。

15款の使用料及び手数料は、地域支援事業サービス利用料など2,607万4,000円を計上しております。

20款の国庫支出金は、介護給付費に対する国の負担分相当額の5億3,211万7,000円計上しております。

また、国庫補助金は調整交付金等の3億3,172万6,000円を計上いたしております。

25款の支払基金交付金、これは40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料負担分として8億9,588万8,000円を計上いたしております。

30 款の県支出金は、県負担金と補助金を合わせまして5億1,282万8,000円です。介護予防事業等に対する県の負担分を計上しております。

次のページの35 款財産収入は、介護給付費準備基金利子分の19万7,000円を計上しております。

45 款の繰入金は、介護給付費及び事務費に対する市の負担分として4億3,741万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出について説明いたします。

10 款総務費は、291 ページまで合わせて5,940万8,000円で、介護保険事業に係る事務費、徴収費、介護認定審査会等に要する経費などを一括して計上しております。

292 ページの15 款保険給付費は、介護サービス等諸費から294 ページまでの総額で30億8,013万3,000円を計上しております。内訳として要介護、要支援の認定者の施設または居宅における給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などがございます。

25 款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として3,070万4,000円を計上しております。

次のページの35 款諸支出金は転出、死亡等に伴う第1号被保険者保険料の還付金として129万9,000円を計上しております。

45 款地域支援事業費は、10 項介護予防事業費として917万2,000円で、これは65 歳以上を対象に運動機能向上、認知症予防教室等の介護予防を推進していくためのものがございます。

次に15 項の包括的支援事業、任意事業費は298 ページまでの合計で6,638万4,000円は、高齢者の総合相談業務や家族介護支援事業、また住宅改修支援などを行う事業費を計上いたしております。

以上が、介護保険特別会計の概要でございます。

提案理由は先ほどと同様でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第29 号を市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 議案第29 号について御説明申し上げます。

議案書の34 ページをお願いいたします。

平成24 年度上天草市斎場特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の300 ページをお開きください。

平成24 年度上天草市斎場特別会計予算は次に定めるところによるものとし、第1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,715万円と定めるものでございます。

内容につきましては、305 ページからでございます。

まず歳入でございますが、10 款10 項10 目の斎場使用料につきましては、これまでの実績等を参考に728万2,000円を計上いたしております。

次に15 款10 項10 目の利子及び配当金は、斎場基金利子として2万2,000円を計上させていただきます。

20 款10 項10 目の968万5,000円は、一般会計からの繰り入れでございます。

30款15項10目の雑入につきましては、太陽光発電売電料、自動販売機等の使用料として16万1,000円を計上させていただいております。

歳出につきましては、307ページをごらんください。

歳出の主なものといたしまして、10款10項10目の一般管理費の11節需用費786万4,000円の主な内容は、消耗品費として102万円、これは灯油等の燃料費として288万6,000円、光熱水費といたしまして95万3,000円、火葬炉の耐火材修繕及び台車の修理費として298万1,000円を計上いたしております。

次に、13節委託料762万7,000円の主なものは斎場管理人3人の委託料664万9,000円、火葬炉の保守点検委託料83万円でございます。

最後に、30款の予備費といたしまして50万円を計上させていただき、合計の1,715万円が歳出でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第30号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案書35ページをお願いいたします。

議案第30号、平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

予算の内容につきましては、平成24年度予算書309ページから319ページのとおりでございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ3,078万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、事業収入として入館料収入を2,972万円計上し、歳出の主なものとしましては、館長やアテンダント6名の報酬を1,153万2,000円、光熱水費等の需用費を915万8,000円計上いたしております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、ここでお願いをするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第31号及び議案第32号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 議案第31号について御説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。

議案第31号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の321ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,074万9,000円と定めるものでございます。

予算書の327ページをお願いします。

まず、歳入につきましては、10款国庫支出金1,050万円、15款分担金及び負担金325万3,000円、20款使用料及び手数料5,687万3,000円を計上するものでございます。

328ページをお願いします。

25款繰入金2億190万8,000円は、一般会計から繰り入れでございませう。

30款市債は、公共下水道事業債と過疎対策事業債で4,820万円、40款諸収入として雑入1万5,000円、合計で歳入総額3億2,074万9,000円を計上するものでございませう。

329ページをお願いします。

歳出につきましては、10款公共下水道費10項10目下水道建設費2,320万円につきましては13節委託料、管路施設長寿命化計画策定委託料700万円、下水道事業認可変更業務委託料50万円、合津終末処理場汚泥処理設計業務委託1,400万円、15節工事請負費として溝渠ます取りつけ工事90万円、マンホール補修工事80万円を計上するものでございませう。

予算書の331ページをお願いします。

15目処理場維持管理費4,580万7,000円は、終末処理場の維持管理に必要な経費を計上しております。

332ページをお願いします。

20目管路維持管理費294万6,000円は、マンホール中継ポンプ場の電気料及び水道料を計上するものでございませう。

333ページをお願いします。

20款公債費は、元金償還金と利子2億2,457万8,000円でございませう。

25款予備費150万円を計上するものでございませう。

合計歳出総額3億2,074万9,000円計上するものでございませう。

以上が、歳入歳出の予算でございませう。

次に、議案第32号について御説明いたします。

議案書の37ページをお開きください。

議案第32号、平成24年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございませう。

予算書の342ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,295万円と定めるものでございませう。

345ページをお願いします。

まず、歳入につきましては、10款使用料及び手数料204万円、15款繰入金1,091万円の合計1,295万円でございます。

次に、歳出につきましては15款公債費の1,295万円でございます。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第33号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 予算書の348ページをお願いいたします。

議案第33号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

第1条に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,899万7,000円と定めるものでございます。

353ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、10款後期高齢者医療保険料2億1,087万5,000円は、前年度比で36万4,000円の増です。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合による保険料算定によるものです。

25款繰入金1億4,734万6,000円の主なものは、保険基盤安定繰入金で前年度比179万円の減。事務費に要する繰入金を減額いたしております。

次に、歳出の主なものとしまして、10款総務費は一般管理費、徴收費合わせて472万円で、前年度比155万1,000円の減となっております。

次のページの15款後期高齢者医療広域連合納付金3億5,234万1,000円は、前年度比91万9,000円の増です。

20款保健事業費126万円は、はりきゅう施術助成の経費を計上いたしております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由は先ほどと同様でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第34号を水道局長。

○水道局長（楠本 金生君） 議案書39ページをお願いします。

平成24年度上天草市水道事業会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書のほうで説明いたします。1ページをお願いします。

第1条、平成24年度上天草市水道事業会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。給水件数1万1,592件、年間総給水量251万9,704トン、1日平均給水量6,904トンです。

主要な建設改良事業費で、倉江浄水場建設工事6億5,100万円、北部農免道路配水管新設建設工事2,600万円です。

第3条の収益的収入及び支出について説明いたします。収入、支出ともに9億1,008万2,000円と定めるものでございます。

収入について説明いたします。

第1款水道事業収益第1項営業収益で7億5,271万3,000円、これは主に水道料金でございます。

第2項営業外収益で1億5,736万2,000円、これは主に一般会計繰入金と水道用水の譲渡金です。

第1款水道事業費用第1項営業費用8億575万7,000円。これは主に原水及び浄水費、配水費及

び給水費でございます。

第2項営業外費用7,131万5,000円、これは主に企業債の支払利息でございます。

次に、2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入について説明いたします。

第1款資本的収入7億2,050万円の第1項企業債7億2,050万円です。

第2項から第5項の出資金については、予算計上がありません。

次に、支出について説明いたします。

第1款資本的支出10億2,707万6,000円。第1項建設改良費7億7,460万1,000円、これは工事費が主です。

第2項企業債償還金2億4,835万8,000円。

第3項過疎債償還金341万7,000円でございます。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億657万6,000円は、過年度損益勘定留保金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補てんするものであります。

第5条、継続費の総額及び年割額は次のとおり定めるものでございます。

資本的支出、建設改良費、事業名は倉江浄水場建設事業、総額13億600万円で、年割額は平成22年度4億5,500万円、平成23年度2億円、平成24年度6億5,100万円でございます。

次に、3ページをお願いします。

第6条、起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めるものでございます。

起債の目的の企業債は配水管整備事業、限度額5,850万円。倉江浄水場建設事業、限度額6億5,100万円。倉江配水池建設事業、限度額1,100万円でございます。

起債の方法といたしまして証書借入れで、利率は3.5%以内とするものでございます。

第7条、一時借入金の限度額は5億円と定めるものでございます。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないということで、職員給与費1億3,233万5,000円、交際費15万円でございます。

第9条、他会計からの補助金は企業債利息の支払いといたしまして、一般会計から補助を受ける金額は8,800万円です。

第10条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円と定めるものでございます。

4ページから6ページは予算実施計画書で、7ページは資金計画書、8ページから13ページは給与明細、14ページは継続費に関する調書でございます。15ページから16ページは24年度予定貸借対照表、17ページから19ページまでは23年度予定損益計算書及び貸借対照表となっております。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。この議案を提出する理由でございます。

以上が予算の概要です。よろしくお願いいたします。

それと、訂正方をお願いします。

3ページの提出期限が平成24年2月10日となっておりますけれども、23日に訂正をお願いいたします。

御迷惑かけます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） どこですか。

○水道局長（楠本 金生君） 3ページの提出の日にちですけれども、平成24年2月10日になっておりますが、これを平成24年2月23日に訂正方をよろしくお願いいたします。

失礼します。

○議長（堀江 隆臣君） 御理解できましたか。

次に、議案第35号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書40ページをお願いいたします。

議案第35号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数では、入院で6万8,620人、病床利用率96.4%を予定しております。外来では、医科で12万6,175人、歯科で4,900人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと入院188名、外来で医科515名、歯科20名を予定しております。

次に、主な建設改良工事といたしまして、医療機械器具及び備品購入といたしまして4億6,095万1,000円、前年度と比較いたしますと2億5,014万5,000円の増額となっております。増額理由といたしましては、空調設備、病院診療室等の施設改修費用といたしまして3億9,000万円を当年度予定しております。

附属施設の業務予定量でございますが、(1)から(6)まで記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入の第1款病院事業収益36億3,369万7,000円、前年と比べますと0.9%増加いたします。金額で3,207万1,000円の増額となっております。

内訳は、第1項から第10項まで掲載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用36億3,369万7,000円。これも、前年と比較しまして収益と同じく0.9%、3,207万1,000円の増額となっております。

内訳でございますが、第1項から第11項まで掲載しておりますので、後でござらんいただきたいと思ひます。

次の3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入の総額でございますが、5億9,491万円でございます。前年と比較いたしますと、施設整備費の原資でございます企業債の増加によりまして79%増加いたしまして、2億6,255万8,000円増額しております。

内訳といたしまして、第1項企業債4億5,500万円、第2項補助金892万5,000円、第3項出資金1億3,088万5,000円、第4項固定資産売却代金10万円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、総額で7億728万6,000円。前年度と比較しますと、59.5%の増加でございます。2億6,388万5,000円の増額となっております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費4億6,095万1,000円、第2項企業債償還金2億4,057万5,000円、第3項投資576万円でございます。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、借入先及び償還の方法を定めたものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第6条でございますが、一時借入金の限度額を8億円と定めたものでございます。

第7条でございます。各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして給与費23億5,802万8,000円、交際費150万円を計上させていただいております。

第9条は、一般会計からの負担金及び補助金を3億1,000万円とするものでございます。

第10条、棚卸資産の購入限度額は3億7,800万円と定めております。

次ページ以降、附属書類、参考書類を添付しておりますので、後ほどござらんいただきたいとお願ひ申し上げます。

提案理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第36号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第36号、指定管理者の指定についてでございます。

議案書41ページをお願いいたします。

上天草市松島展望休憩所条例第8条第1項の規定により、指定管理者による管理を行なわせる施設として指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の所在地は、上天草市大矢野町維和4960番地、名称は特定非営利活動法人上天草アクティブセンター、代表者は山川清英氏でございます。指定の期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとなっております。

この上天草市松島展望休憩所の指定管理者の指定に当たりましては、県内に事業所を有するなどの条件を附して候補者の公募を行う施設として、平成23年12月27日から現地説明会等の実施を経て、平成24年1月5日から1月13日まで申請書提出の受付を行い、平成24年1月24日の上天草市指定管理者候補者選定委員会における申請団体のプレゼンテーション結果等で総合得点が最も高かった団体を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

提案理由といたしましては、指定管理者を指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございますので、ここでお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第37号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第37号、指定管理者の指定について説明いたします。

上天草市老人福祉センターの指定管理期間の終了に伴いまして、新たに指定管理者を指定するため、本議案をお願いするものでございます。

施設の名称は上天草市大矢野、姫戸、大道、樋島老人福祉センターの4施設でございます。

指定管理者の所在地は、上天草市松島町合津3433番地52、名称及び代表者は社会福祉法人上天草市社会福祉協議会会長松尾萬二郎、指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、上天草市大矢野、姫戸、大道、樋島老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第38号を教育部長。

○教育部長（松本 和任君） それでは、議案書の43ページをごらんください。

平成23年第6回の上天草市議会定例会において議決をいただきました龍ヶ岳小学校改築(建築)工事請負契約のうち、契約金額の3億8,052万円を3億8,961万1,861円に変更するものでございます。

変更の主な理由としましては、基礎工において1,283平方メートルの地盤改良工事と、基礎ぐいについて、29本中12本について総延長で41.5メートルの追加が必要となったものです。

工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する必要があるため、この議案を提出するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第39号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 議案第39号について御説明いたします。

議案書の44ページ及び説明資料の13ページをお開きください。

議案第39号、市道路線の廃止及び認定について。道路法第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次の路線を廃止し、認定することとします。

議案書に書いてありますとおり、廃止する市道は本口埋立線です。延長が717.3メートル、起点、終点も合津字本口でございます。

内容につきましては、路線は松島庁舎建設予定地を一部通っているため、庁舎建設を行なうに当たり、大規模開発行為の手続を行なう必要があるため、庁舎建設予定地を通る85メートルについて用途を廃止するものでございます。

次に、認定する市道につきましては、議案書に書いてありますとおり本口1号、2号、3号でございます。3路線とも起点が松島町合津字本口で、終点も同じでございます。

内容につきましては、同じ路線が分岐接続していたため、路線を明確にする必要があることから、本路線全延長の廃止に伴いまして、庁舎予定地を通る85メートルの用途廃止区間を除きまして、それぞれ新たに市道の認定を行なうものでございます。

提案理由としましては、市道路線の廃止及び認定については、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案したところでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、同意第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 同意第1号をお願いします。議案書の45ページをお願いします。

上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明いたします。

地方自治法施行規定第17条第3項の規定によりまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を設置しております。5名の委員がおりますけれども、その委員の任期が本年3月31日をもって終了いたします。そのため、新たに5人を任命する必要がございますので、今回提出するものでございます。学識経験を有する者として3名、市職員として2名を提案しております。45ページのとおりでございます。

提案理由としまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を任命するには、地方自治法施行規定第17条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。あす24日から27日までは議案研究のため休会し、次の本会議は28日午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、あす24日の午後5時までに通告書を御提出お願いいたします。

また、一般質問をされる方は27日の午後4時までに通告書を御提出されるよう、お願い申し上げます。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時03分